

令和5年度軽米町再生可能エネルギー推進協議会会議録

- 開催日時 令和5年9月27日（水）午後1時30分～午後2時15分
- 開催場所 軽米町役場3階会議室
- 参集者 委員19名、農林水産省2名、東北農政局2名、事務局3名

【委嘱状交付】（事務局）

お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

最初に委嘱状の交付を行います。委員の皆様には、あらかじめ委嘱状を配布させていただいております。委員の委嘱期間は、本日より令和7年9月26日までの2年間となります。これをもって委嘱状の交付に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約第4条の規定に基づき、委員の皆様より基本計画の内容について協議、ご意見をいただくものです。

また、規約第13条に基づき、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができないこととなっておりますが、本日は21名中19名が出席しておりますので、この会議は成立致しました。開催にあたり、ご報告いたします。

1. 開会（事務局）

ただ今から、令和5年度軽米町再生可能エネルギー推進協議会を開催いたします。それでは、次にあいさつをいただきます。最初に町長からお願い致します。

2. 挨拶 （町長）

軽米町再生可能エネルギー推進協議会を開催いたしましたところ、お忙しい中ご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

また、本日は、農林水産省と東北農政局からもアドバイザーとしてご出席いただいております。再エネ関係の全国的な動向を踏まえながら、ご指導ご助言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

さて、町の再エネ事業であります。平成28年8月に軽米・西山太陽光発電所、同年11月には十文字チキンカンパニーバイオマス発電所が稼働しております。令和元年7月に軽米西ソーラー発電所、同年12月には軽米東ソーラー発電所。そして令和3年10月には軽米・尊坊太陽光発電所。さらに令和4年12月から軽米・高家太陽光発電所が稼働しており、発電規模は213メガワットに達しております。

今後は、折爪岳風力発電所の工事が予定されるなど順調に推移している所であります。再エネ事業は、町民の期待と関心の高い事業であります。事業者の皆様には防災対策を第一に、安全な設備を整備していただくとともに、地域に貢献できる取り組みを推進していただくようお願い申し上げます。

町といたしましては、再エネ事業推進につきましては、皆様のご意見をいただきながら、将来にわたって安全で、誇れるような事業として進めて参りたいと考えております。

本日はよろしくお願いいたします。

（事務局）

続きまして、農林水産省と東北農政局からアドバイザーとして、4人の方からご出席をいただいております。代表致しまして、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課課長補佐様からごあいさつをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（農林水産省）

農林水産省で農山漁村再エネ法を担当しております。本日は軽米町の再生可能エネルギーの協議会のほうに参加させていただき貴重な機会をいただきまして誠にありがとうございます。また、町長様をはじめ本日お集りの皆様におかれましては、農山漁村再エネ法を活用した地域共

生型の再エネの導入の推進に取り組んでいただきまして、感謝申し上げます。

農山漁村再エネ法に関しましては、26年に法律が施行されまして、来年で10年目という一つの節目を迎えております。

その中で国が定める基本方針という目標を掲げていて、そちらが令和元年に目標を定めていまして、経済貢献600億円、簡単に言うと売電による売電収入ですが、それが1年前倒しで4年度末で何とか目標を達成した状況でございます。今後新しい目標の検討に向けまして、これまでの情報を整理するとともに、今まさに再エネ法の策定を使って取り組んでいただいている地域のような取り組みの状況を確認させていただきながら、より使いやすい制度を検討したいと考えている状況でございます。

軽米町様におかれましては平成27年に最初の計画を策定していただき、この制度を使っていただいて、再エネを推進していただくとともに農山漁村活性化につながっていく取り組みに取り組んでいただくということで、今回私たちも参加させていただきながら皆様の取り組みを勉強させていただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

3. 役員の選任について

(事務局)

ありがとうございました。協議に入る前に役員の選出についてですが、本協議会規約第7条において、会長、副会長それぞれ1名を本協議会で選出することになっております。新役員が決定するまで慣例によりまして、町長が議事を務めさせていただきます。

(町長)

それでは、役員の選出に入ります。どのような方法で選出したらよろしいでしょうか。

(会場から事務局案があったら提案してはどうかとの声あり)

(町長)

事務局案という意見がありますが、それでよろしいでしょうか。

(会場から異議なしの声あり)

それでは、事務局案がありましたら報告してください。

(事務局)

それでは、事務局案を報告させていただきます。

会長には軽米町農業委員会会長様、副会長には高家太陽光発電地権者の会会長様をお願いしたいと思います。以上よろしく申し上げます。

(町長)

事務局案でございますが、この案でよろしいでしょうか。

(会場から異議なしの声あり)

それでは、この案で決定させていただきます。よろしく申し上げます。

(事務局)

それでは協議に入ります。

協議会規約第12条により会議の議長は会長となっておりますので、よろしく申し上げます。

4. 協議 (会長)

どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議資料につきましては、事前に事務局から配布しており、ご覧いただいた委員もいると思っておりますので、スムーズな進行にご協力をお願いします。それでは早速、協議に入ります。

協議事項第1号軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部変更について事務局から説明願います。

(事務局)

協議事項の第1号を説明させていただきます。資料はNo.1～7まで用意しております。No.1が軽米町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化計画の一部改正について、全体説明資料です。資料No.2が新旧対照表となります。資料No.3が活性化計画(案)です。改正部分

は朱書きで示しております。資料 No. 4 が資料 3 の地図の拡大地図となります。資料 No. 5 が軽米町再生可能エネルギー推進協議会規約となります。資料 No. 6 が軽米町における再生可能エネルギー事業計画 認定等進捗状況となります。資料 No. 7 が折爪岳風力発電所の変更に係る概要書となります。

まず、資料 No. 1 について説明します。1 ページの経緯から 2、法の概要はお示しのとおりです。平成 25 年に制定された農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する法律を受け、町では、再生可能エネルギー発電を促進するため、平成 26 年に再生可能エネルギー推進協議会を設置し、平成 27 年 3 月に法に基づく「軽米町再生可能エネルギーの発電による農山村活性化計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し取り組んでいます。

(1) 「基本計画」の作成（法第 5 条）につきましては、「基本計画」に定める主な事項として、

- ・農山漁村の活性化に関する方針・再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
- ・整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模・再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項・再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項を掲載しております。

2 ページの (2) 協議会による協議（法第 6 条）、ということで本日委員の皆様方に協議いただくこととなります。そして、(3) 町による「設備整備計画」の認定（法第 7 条）につきましては、事業者は「基本計画」に即した「設備整備計画」を作成し、関係法令に適合しているか、県などの関係機関から同意を得て、町で認定することとなります。

(4) 特例措置（法第 9 条～法第 19 条）として、設備整備計画を町から認定を受けた事業者は森林法などの特例措置の対象となります。林地開発は通常、県から許可を受けますが、設備整備計画の場合は、町が県から同意を受けて、認定することによって、許可があったものとみなします。

2 ページ の 3、本町における取組状況ですが、平成 28 年に十文字チキンカンパニーバイオマス発電所、軽米西山太陽光発電所が発電を開始し、令和元年には軽米西ソーラー、軽米東ソーラー、令和 3 年 10 月には軽米尊坊太陽光発電所、令和 4 年 12 月には軽米高家太陽光発電所が発電を開始しており、その他に折爪岳風力発電所と軽米山田太陽光発電所は発電開始に向けて手続き等を進めているところです。発電規模では本年 8 月現在で稼働中の 6 施設で 213.05 メガワットとなっています。基本計画では再エネ発電施設を令和 6 年度までに 200 メガワット以上とする目標を掲げていますが、資料 3 の 24 ページに示してあります導入目標を達成しております。また、際限ない開発を避けるため、林地開発行為面積の上限を町の林野面積全体(18,721ha)の 10%以下(1,800ha)に設定しており、発電事業の林地開発行為面積は、今回提案するものを含めて 313.0ha となっており開発上限を遵守しているところです。

3 ページ 4 ページは資料 2-1 と 2-2 で説明します。5 ページの 4 成果についてですが、令和 4 年度は自然のめぐみ基金を活用した農林業の健全な発展に資する取り組みとして、軽米町親元就農給付金(農業経営の継承、農業後継者育成支援)に 100 万円、薪ストーブ等利用拡大支援事業に 50 万円、生分解性資材普及拡大事業に 120 万円、軽米町森林整備事業(造林、間伐等実施に係る補助)に 170 万円が充当されました。4 年度末で基金残高は 2,446 万円余りとなっています。6 の基本計画の一部改正につきましては、本町の基本計画の計画期間は、平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間となっています。今回の一部改正(案)は、令和 5 年 3 月に改定された第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画との整合性を図ったほか、統計の数値の更新を行いました。また、折爪岳風力発電所の所在や区域面積等を変更しました。

(追加、修正分は資料 No. 3 の基本計画(案)に朱書きで表記しております)

資料 No. 1 の説明は以上となります。

次に資料 No. 3 の説明に入ります。資料 No. 2-1 (1 枚目) の新旧対照表をご覧ください。

15 ページの再生可能エネルギー発電を促進する区域として A から H と 8 カ所計画しておりますが、今回の一部変更については、G 地区の折爪岳風力発電所 1 か所の変更となります。

G 地区の折爪岳風力発電所ですが、J R 東日本エネルギー開発の山内地区ですが、岩手県より

林地開発の協議を進めて、工事着手に向け準備中ですが、区域面積について当初 2.9ha で計画しておりましたが、県との林地開発の協議を進める中で開発区域への進入路の精査等により、区域面積が 3.6ha になったほか、それに伴い以下開発行為面積などが変更となったものです。それらの変更に伴いまして、合計も変更となっております。

次に新旧対照表 資料 No. 2-2 (2 枚目) をご覧願います。

活性化計画の 16 ページ各地域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模等になります。一部変更ですが、まず F 地区の軽米・高家太陽光発電所ですが、主体事業者が 2023 年(令和 5 年) 4 月 1 日を持ちまして、株式会社スカイソーラー・ジャパンからブルースカイソーラー株式会社へ社名変更したことに伴うものです。

次に G 地区の折爪岳風力発電所(仮称)ですが、設備名称のカッコ書きの仮称を削除し、折爪岳風力発電所へ、設備整備者が未定(特別目的会社)から折爪岳風力発電合同会社へ変更するものです。この変更に係る関係資料としたしまして、資料 NO. 7 折爪岳風力発電所の変更に係る概要書、を皆様に配布させていただいております。以上で説明を終わります。

(会長)

説明が終わりました。

今回の変更について事業者の委員の方からも補足説明をお願いしたいと思います。

折爪岳風力発電所の面積の変更について、ご説明をお願いします。

(委員)

事務局様よりご説明がありました通り、前回の報告時よりも面積の変更がございましたので今回ご報告させていただきます。前のご報告時はあくまでも概算という形で面積のほうご報告させていただきまして、その後詳細設計、行政機関、関係各庁との協議を進めるなかで、あらかたの面積のほう確定しておりますので、こちらでよろしく願いいたします。

本件 2024 年の 3 月に着工する予定で現在進めておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力のほどよろしく願いいたします。

(会長)

ありがとうございました。何かご質問等はございませんか。

(なしの声あり)

特に無いようですのでご承認いただいたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

承認いただきました。次に報告事項に入らせていただきます。

(会長)

次に計画区域における事業進捗状況等については各事業者からご報告をお願いいたします。

(委員)

軽米西ソーラー、東ソーラー、尊坊ソーラー、計画に対して同じ水準で推移しておりまして順調でございます。そのほか軽米町と協定を結んでおります事項でございます、森林経営計画に基づいて残置森林の間伐作業を昨年の 11 月から今年の 7 月まで行っております。以上でございます。

(委員)

軽米高家稼働状況についてご報告させていただきます。軽米高家太陽光発電所は昨年令和 4 年 12 月 31 日に売電を開始しております。竣工式は本年の 4 月 14 日に開催いたしました。関係者の皆様には心より感謝申し上げます。稼働状況について簡潔に申し上げますと、今年の 1 月 2 月は降雪の日数が 30 日と若干多かったのかと思います。そうことで、計画値を下回ってしまいました。ただ 3 月以降、計画値の 119% を達成、4 月以降 8 月までは計画値に対して平均で 105%、順調に推移している状況でございます。簡潔ではございますが報告とさせていただきます。

(委員)

当発電所は晴山地区での営業を 2016 年の 11 月に開始しております。丸 7 年を控えての稼働状況でございますが、当初 365 日のうち 85% の運営が設計標準で設立されたのですが、

当初はかなり苦戦ということはあるのですが、近年、ここ2～3年は9割稼働ということで、順調な運営状況でございます。引き続き地域の有用な資源である鶏糞を活用しまして、こちらの軽米町の再エネ事業を盛り立てていければと思います。以上です。

(委員)

私どもの発電所、軽米西山太陽光発電所ですが、本年1月から8月までの累計では予想を5.6%程度上回る結果となり順調に発電実績を積み上げてきておりました。ところが、先週雷が、確か19日火曜日に、雷サージが通信基盤の中に入り込んだようで、通信機器損傷でPCS1台が今運転できない状況となっております。今大至急復旧に向けて動いている状況でございます。あと、発電所の監視整備などについては当社の青森県八戸市にあります青森出張所にて担当者が巡回監視などしており、草刈りを年2回実施してきれいに整地しております。以上となります。

(委員)

先ほどと繰り返になってしまうのですが、現在弊社では2024年3月の建設着工に向けて、建設に必要な許認可協議を現在行っているところでございます。風車の輸入とか、そういう部分に対する契約などを順調に進めているところであります。今後軽米町さんとめぐみ基金の協定書とか、そういうところも見たいと思いますので、引き続きよろしくお願いたします。

(委員)

当社2016年から太陽光発電に尽力をして、主に過積載ですとか昨今は両面パネルという種類がございまして、簡単に言うと発電量を同じ敷地で倍にするという設計に取り組んでおります。ここ軽米町ではDCで5MWの発電所を計画しております。ユニークな点はすべて低圧の屋根置きという形態ですね。GLが2mございまして、これは2つの目的があって、裏面に太陽光を反射してよく入るような仕組みを作っております。ですから当初の事業計画より敷地面積は半分になります。それからおそらく10月1日から特措法が改正になりまして、屋根置きの推進というのをエネ庁が盛んに言ってくると思います。その先駆けでございまして、東北エリアで700案件、すべてFITの申請をしておりますけれども、これをFIPに変更して、それからバーチャルPPAといまして、政府の買い取り制度に依存しない、いわゆる新電力という分野に参入しようと考えております。事業そのものはできたら来年には始めたいところですが、なかなか予定していた山林が林地開発の申請より早く伐採されてそこが使えないという問題がありまして、今町のご協力も得まして新たな候補地を探している状況でございます。以上です。

(会長)

進捗状況についての報告が終わりました。皆さんから何かありませんでしょうか。

(委員)

今町内の再エネの推進につきましては、まだまだ町民の期待が高いので、なかなか大型の開発は難しい状況であるとは思いますが、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

特に農家の方に期待が大きいのは、農地はなかなか難しいんですけども、耕作放棄地もみえておりますので、その関係で農家の方から要望もあると思いますので、是非50kW以下の低圧についても会社で取り組んでいただければと思います。

もう一点、先ほど質問すればよかったかもしれませんが、委員に確認したいのですが、軽米町と隣の二戸さんにまたがる計画だと思いますが、変電施設や送電施設が二戸にあたるんですね。

(委員)

そうです。

(会長)

他にありますか。

(委員)

私のほうからの要望ですが、この計画で環境の現況調査をやられているかと思うのですが、特に川に影響する部分の調査結果なりデータを、すでに事務局のほうに出されているのかもしれませんが、もし現状のところ皆さんが把握している内容で結構ですから、簡単に教えていただ

けると。詳しいデータをいただきたいというわけではない。というのは、背景は、近年川の魚が釣れなくなったという話が入ってきていまして、組合員が非常に少ない中で、高齢化で抜けられていく方もいるんですが、釣れないから組合に入っていてもしょうがないという声も聞こえてきました。我々としても稚魚の放流、産卵所の造成だとかカワウ対策を組合としてもやっているのですが、もっと効率よく釣り場をきちんと確保するために、いろんな方の情報をいただきたい。皆さんからのところは川に影響していないのであれば、影響していない、というような評価の結果をもって、この部分は大丈夫と。

ただ、やはりソーラーですから、昔みたいに山にしみ込んだ水が流れてくるわけではなく、雨水がそのまま川に流れるので、栄養のない水が流れてきていることは承知しています。でも若干濁った水が流れてきているのが石に付着して、石に本来付く餌の部分である藻が生えにくくなっているところもあるだろうというところは認識します。そこらへんが、皆さんが環境影響評価をされたところから悪くなっていないかどうか、そういうところが確認できればいいわけですから、ぜひ現況で環境影響のほうを調査されていると思いますので、その辺の部分を情報として提供していただきたいのですが、もうすでに役場のほうにだされているのですか？

(委員)

当社としては、軽米町との公害防止協定に基づきまして、4月と10月に年2回水質調査を実施して、町民生活課に出しています。

(委員)

それは、再エネのほうでも一応認識している？

(事務局)

もらってはいないです。

(委員)

この場で具体的な数字はのべられないのですが、問題ないレベルで毎年半期ごとにお出ししています。

(委員)

他の事業者の方はどういうふうになっているのですか？

(委員)

環境アセスのモニタリングを継続してやっておりますので、調査自体はしております。ちょっと手元に詳細なデータはありませんので、ご要望あれば文書にできるような。

(委員)

それでは定期的に提出するものではなく、要望があれば出せますというものなのですか？

(委員)

そこはちょっと私自身把握していないところはございますので、その辺は確認させていただければと思います。

(委員)

川に関する部分ですが、そういうデータをくださいというときに、事務局に言えばいいのか、直接事業者さんにきかなければいけないのか、できれば役場のほうにだしてもらっているのをもらってください、という風にしていただければ、我々としては動きやすい。

(事務局)

こちらの要望につきましては、役場のほうで情報を得まして回答したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員)

他の事業者の皆さんもそれでよろしいですか？

(委員)

はい。

(会長)

他にございますか？

(委員)

町議会でも要望したのですが、高家もおかげさまで発電開始しておりますが、近年異常気象で、気象庁から発表される赤いラインが次々と押し寄せて、とてつもない未曾有の雨の被害が毎日テレビで公開されているわけですが、この水に対しての防災マニュアルを是非事業者さんをお願いして、行政のほうにも一体となって防災に対しての対応を何らかの形で示してほしいという要望を出しておりましたが、それが実際このように事業が動いているわけですので、その辺の防災マニュアルができているものかどうかご報告願いたいと思います。

例えば、基準を超えたような雨が短時間で何ミリになったら即点検するとか、いずれダムと違って開発区域に降った分をいったん保留するためのストック的な水止めみたいな計画になっているわけですが、それがオーバーフロー、予定外の雨になれば当然超えるわけですよ。もしくは堤防が破壊されればとてつもない水圧が下流に流れる、そういう風な防災の面で、未曾有の災害で片付けられないような形で今後防災を進めていただく兼ね合いもありますので、ぜひ防災マニュアルを各事業者さんは作っていただいて、緊急な対応をしていただくよう、要望したいと思いますので、よろしく願いたいと思います。

どこの地域でもほとんど森林ですので、必ずその下には集落があります。そういう不安が開発当時から言われていますので、ぜひ防災マニュアルを作成していただいて、それに準じて災害をできるだけ抑えるような形ですすめていただくよう再度お願いしたいと思います。

(委員)

確かに大雨においては不安になることは非常に理解できます。弊社においては訓練をやっております、本社と現地と協力会社のほうで年1回行っています。そういった取り組みもやっていますので、マニュアル等は社内で共有しているので、ご安心いただけたらと思います。弊社の取り組みということでお話しさせていただきました。

(委員)

事務局は把握していないですか？

(事務局)

防災マニュアルを作成するということになっていることについては、把握してございます。災害に関する防災パトロールということで、年1回ないし2回、各事業所の施設を点検する形で確認しているところでございます。ただ近年の異常気象に対する突発的な対応につきましては、再度また事業者と相談しながら、何かあった時点で報告するというのは事務局としては確認してございます。

(委員)

当社は緊急事態が発生したときは県庁のほうからすぐ指示が来ます。何ミリを超えたので、発電所を確認しなさい、確認してそれを報告しなさい、ということが大雨の時にはきますので、その時は弊社の軽米支店の者が現地を調査して本社に報告、県に報告、町に報告、ということでは実施しております。ただ近年の雨は想定を超えることが多いので、その辺はきっちりと対応して、河川の改修も何か必要であれば対策していくと、重要な問題であれば今後も慎重に対応していきたいと思います。以上です。

(会長)

他にございますか？

それでは、農林水産省様 東北農政局様 から何かありましたらお願いします。

特に大丈夫ですか？

ありがとうございます。それでは他に報告事項として事務局からあればお願いします。

(事務局)

事務局から特にございませんけれども、会議の方法なのですが、今回新しく委員になった方が2年ということですのでけれども、今年度の会議につきましては、今回1回限りとなります。あと、小さな変更等ございましたら書面をもつての協議会の開催ということで決議させていただきたいと思いますので、皆さんにお集まりいただくのは、今年度は今回1回となります。以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。では、次のその他ですが、皆様からなにかありますでしょうか。

(町長)

先ほど説明のあった、過積載によって二重にパネルをはめることによって発電が倍になるというお話でしたけれども、大変興味のあるお話ですが、二重にやると重量も結構重くなるわけですね。そういった点で一般家庭の屋根の中にそういったものをあげることはできますでしょうか？またその二重にして発電が倍になるという仕組みを簡単にお聞きしたいと思います。ペロブスカイトという非常に薄いものがありますが、そういうことをした場合には、そういった重量の問題も解消されるのではないかと思いますでしょうか？

(委員)

両面パネルという技術ですけど、これは半導体の世界でいうとシリコンペアという厚みが60ミクロンの非常に薄いシリコンの板を使うのですが、よく両面という張り合わせるとか、一般の方は思われがちですけど、表台にまずパターンをつける処理をして、今度ひっくり返して裏面にもパターンをつけるのです。そうすることで同じ60ミクロンの薄い板の上に表面と裏面の発電面ができるという仕組みです。たとえば今両面パネルで72セルというサイズが大体長手方向で2.4m、短い方向で1.1mですけど、それ自体は大きくなっているのですが、重量的には32kgですから、従来のものに対して6kgくらい、重くなっていますが、それほど構造物として全体的に重量が上がるというわけではないです。ただ、先ほど申し上げたのは、架台の高さを2mにするのですね。これは、特に風の影響を非常に受けやすくなりますので、この架台の構造計算は大変慎重にやっております。例えば、柱のくい打ちをするのですが、今まで3mmの板厚のくい打ちでよかったものが、4mmないと風の影響をうけるとか、架台自体の重量は重くなる傾向にありますけど、非常に、建築物で申請するので、建築基準法にのっとった強度を持たせる構造をとりまします。見ていただくとわかるのですが、皆さん、しっかりしているという印象を持たれるようです。

(委員)

関連ですが、それ自体は国産でできるものなのか、外国から入るものなのですか？

(委員)

この円安で、多くの架台は中国の製品を使っていたのですが、残念ながら、価格もさることながら、強度的にアルミを使うことが多かったが、アルミじゃ強度が持たないんです。スチールでないと建築基準法上の建材としての強度が出ないので、私たちは、一切アルミは使いません。国内の建材メーカーさんから仕入れる形になります。

(会長)

他にございますか？ないようですので、これで協議会のほう終了させていただきます。

5. 閉会（事務局）

どうもお疲れ様でございました。ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして、本日の協議会は終了させていただきます。どうもありがとうございました。